様式第5号の3（裏面）

〔注意〕

1　①欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第41条の特例の承認を申請する省庁（内閣府設置法第49条第１項に規定する機関又は国家行政組織法第３条第２項に規定する省若しくは庁をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。

2　③欄には、①欄の省庁の外局等（内閣府設置法第49条第２項に規定する機関、国家行政組織法第３条第２項に規定する委員会若しくは庁又は同法第８条の３に規定する特別の機関をいう。以下同じ。）であって、①欄の省庁とともに法第41条の特例の承認を申請する機関の名称を記載すること。

なお、①欄の省庁に複数の外局等があり、これらについて同時に特例承認の申請を行う場合は、Ｂ欄及びＤ欄の外局等にかかる欄については、各外局ごとの内訳を記載すること（３つの外局について承認の申請を行う場合は、当該欄内に３行に分けて記載するなど）。

3　⑤欄には、③欄の外局等が①欄の省庁の外局等であることの根拠となる法令の条項を記載すること。

4　⑥(ｲ)欄、⑦(ｲ)欄、⑩(ｲ)欄並びに⑪(ｲ)、(ﾛ)、(ﾍ)、(ﾄ)及び(ﾙ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。

5　⑥欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第１に掲げる職員の数を記載すること。

6　⑦欄には、令別表第３に掲げる職員の数を記載すること。

7　⑧欄は、除外職員を除く職員の数（⑩(ﾆ)合計欄）に占める旧除外職員の総数（⑦(ﾊ)欄）の割合を記載すること。

8　⑨欄は、令別表第４に従い、基準割合（⑧欄）に応じた除外率の数字を記載すること。基準割合25%未満であるときは０とすること。

9　⑩(ﾆ)欄には、⑩(ﾊ)欄の数から令別表第１に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。

10　⑩(ﾎ)合計欄には⑨欄の数字を記載すること。

11　⑩(ﾍ)欄には、⑩(ﾆ)欄の数に⑩(ﾎ)欄の除外率を乗じて得た数（その数に１人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑩(ﾆ)欄の数から控除した数を記載すること。

11-2　⑪(ﾜ)欄には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。

①　平成27年６月２日以降に採用された者であること

②　平成27年６月２日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

12　⑥(ﾊ)欄、⑦(ﾊ)欄、⑩(ﾊ)、(ﾆ)及び(ﾍ)欄、⑪(ﾎ)、(ﾇ)及び(ｶ)欄並びに⑫欄には、小数点以下第１位まで記載すること。

13　⑬欄には、小数点以下第３位を四捨五入した数を記載すること。

14　⑭欄には、⑩(ﾍ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に１人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑫欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第１位まで記載すること。）。ただし、その数が０を下回る場合は、０を記載すること。

15　⑭欄の合計欄の数が０より大きい場合には障害者採用促進計画を添付すること。